

令和5年度都立学校における防災教育の推進について（通知）

令和5年3月6日付4教指企第1788号により教育庁指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、各都立学校におかれましては、体験的、実践的な防災教育の推進を図り、児童・生徒に自助の力と共助の精神を育てていただいているところとす。

今般、東京都において、「首都直下地震等における東京の被害想定」が公表されました。また、令和5年は関東大震災100年の節目の年です。

つきましては、こうしたことを契機に、防災に関する意識の高揚を図るなど、下記のとおり、各学校において計画的、かつ、組織的な防災教育を推進するようお願いいたします。

別紙

令和5年度都立学校防災教育推進事業ガイドライン

本ガイドラインは、都立高等学校、都立中等教育学校、都立小・中学校及び都立特別支援学校（以下「都立学校」という。）における防災教育推進事業を実施する上で必要な事項を定めるものである。

第1 趣旨

- 1 東日本大震災及び近年の自然災害を踏まえ、児童・生徒に、災害から自らの命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせる。
- 2 令和4年5月に公表された「首都直下地震等における東京の被害想定」及び令和5年が関東大震災100年の節目の年であること等を契機に、防災に関する意識の高揚を図る。
- 3 助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、全ての都立学校において、学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を図る。

第2 「防災教育推進委員会」の設置等

- 1 各都立学校は、別記「都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項（例）」を参考にして、防災教育推進委員会設置要項を定め、自校に「防災教育推進委員会」を設置する。
なお、要項は年度ごとの作成とせず、必要に応じて改正を行う。
- 2 委員会の構成は、自校の教職員だけでなく、学校所在地の自治体防災担当者、消防署員・消防団員、警察署員、地域自治会の防災担当者等をもって構成する。
なお、避難訓練及び自衛消防訓練の適正な実施の観点から、消防本部を設置していない一部の島しょ地域の学校を除き、原則として、消防署員を委員に充てる。
- 3 委員会は、年2回開催するものとし、書面、オンラインによる開催も可とする。開催時期、開催方法、議事は委員長である校長が定める。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。

第3 避難訓練の計画及び実施

- 1 各都立学校は、「安全教育プログラム（第15集）」（令和5年3月）20ページ、21ページ、62ページから65ページ、68ページも参考に、避難訓練を計画し実施する。
- 2 避難訓練の年度計画の策定にあたっては、区市町村が作成するハザードマップ等を確認し、浸水が想定される地域においては水害を想定した避難訓練を実施するなど、火災や地震の想定以外にも、地域の実情に応じ風水害、土砂災害など多様な災害を想定する。
- 3 「各区市町村地域防災計画において浸水想定区域内の要配慮者利用施設として区市町村から指定された場合は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練の計画の作成及び訓練を実施しなければならない」旨が水防法第15条の3により義務付けられていることから、学校所在地区市町村の最新の地域防災計画を確認し、該当する場合は、台風、集中豪雨又は大雨を想定した訓練を出水期前までに確実に実施する。
- 4 同じ災害種別においても、多様な設定時間・場面、災害の設定状況等で実施する。
- 5 避難訓練の実施計画にあたっては、学校の種別及び地域の実情に即した、体験的、実践的な避難訓練となるよう留意する。したがって、防災講話や放送、動画の視聴、第4で示す「東京マイ・タイムライン」を活用した指導、ハザードマップや書面、口頭による避難経路の確認、体験訓練の実施のみ又はこれらを組み合わせた内容は、事前・事後指導に当たるもので避難訓練の実施とはならない。また、避難訓練において緊急地震速報を用いる等、緊迫感、臨場感をもたせるように工夫する。
- 6 避難訓練の実施回数は、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」に基づき、都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においては年間4回以上、都立中等教育学校前期課程、都立小・中学校及び都立特別支援学校においては、年間11回以上を原則とする。
なお、避難訓練の予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 7 6における避難訓練は防災教育としての訓練であるため、不審者対応に関する訓練は、6の避難訓練の実施回数には含まない。ただし、不審者対応に関する訓練の実施を妨げるものではない。

第4 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導

- 1 全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。
- 2 原則として、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の第1学年を対象とするが、学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。
なお、特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。
- 3 原則として、令和5年4月から7月までの間に実施することとするが、学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。

第5 地域と連携した防災教育の充実

- 1 各都立学校は、学校保健安全法に基づき策定した学校安全計画の見直しを図るとともに、学校が行う避難訓練・防災訓練に、消防署員・消防団員や区市町村の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、地域主催の防災訓練に児童・生徒及び教職員が参加したりするなど、消防署等の関係機関、地域、保護者等との連携を重視した避難訓練・防災訓練を年間必ず1回以上実施する。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 2 年1回「防災教育の有識者を招いた講演会」を実施する。
講演会の対象については、「児童・生徒」、「保護者」、「教職員」、「地域関係者」等とし、校長が定める。講師の選定は校長が行い、各都立学校の実態に応じ、被災地から講師を招へいたり、地域や学校の課題解決に向けた内容にするなど、より実践的な内容とし、オンラインによる実施も可とする。予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。
- 3 全ての全日課程の都立高等学校、中等教育学校の後期課程、一部の定時制課程の都立高等学校においては、「全ての都立高等学校、中等教育学校で実施する地域との連携を強化した防災教育ガイドライン」に基づき、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を教育課程に位置付けて実施する。
- 4 都立特別支援学校においては、「都立特別支援学校における一泊二日宿泊防災訓練実施要項」に基づき、一泊二日の宿泊防災訓練を教育活動に位置付けて実施する。

第6 教材の活用

- 1 各都立学校は、東京都教育委員会から配信されている防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」について、安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用を図り、児童・生徒に「自助」や「共助」の心を育てるとともに、災害時に必要な知識や技能を身に付ける学習を推進する。また、関係機関が作成したデジタル教材等を活用し、時間や場所に限定されず、理解度や進度に応じた主体的・対話的な学習を推進する。

第7 関係機関との連携

- 1 各都立学校は、消防署や学校所在地の自治体防災担当等との連絡を十分にに行い、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加につなげるよう努める。
- 2 実施に当たっては、各都立学校が主体となっており、その他の公共機関とも適切に連携を行う。

第8 経費

- 1 東京都教育委員会は、研究・実践に必要な経費を予算の範囲内で配付する。
予算規模 1校（課程ごと）28,000円（内訳）防災教育推進委員会委員謝礼、防災教育の有識者を招いた講演会や一泊二日の宿泊防災訓練時の講演会における講師謝礼
- 2 各都立学校は、予算に不足が生じる場合は、防災教育推進委員会、防災教育の有識者を招いた講演会等の実施前に教育庁指導部指導企画課に相談すること。
- 3 各都立学校は、都立学校運営連絡協議会の支払基準、教職員研修センターの講師等謝金支払基準を準用し、講師の区分、各都立学校の実情等に合わせて適切に予算を執行すること。
- 4 書面、オンラインにより実施する場合も、従事する時間や内容について事前に定め、実施後は校長による確認を行うなど、対面での実施の際と同等の処理を行うこと。
なお、書面、オンラインにより実施する場合は、事業実施前に教育庁指導部指導企画課に相談すること。

第9 報告事項

- 1 各都立学校は、教育庁指導部指導企画課が別途通知で示す様式により、実施状況及び予算の使途を本ガイドラインに沿った適切な内容により確実に報告する。